

大阪府では平成25年10月から 再資源可能な紙類の焼却工場への搬入が

禁止になります。



・・・搬入禁止ってどうなるの？

紙ごみは別の専門業者と契約しないといけないの？

・・・と、ご心配のお客様！！



ご安心ください。

今ご契約している収集業者が きちんと分別された紙類を回収し リサイクル致します。

大阪府が推進している「ごみの減量とリサイクル化」実現のために、我々許可業者も日々努力し、資源のリサイクル化に取り組んでおります。

一般廃棄物の許可業者は、一般廃棄物だけでなく、紙類も収集・回収・リサイクルできるので別々の業者に依頼するより、手間がかりません。

ぜひとも紙ごみの分別・排出方法については、ご契約中の許可業者までお気軽にご相談くださいませ。

★再資源可能な紙類：新聞・段ボール・紙パック・雑誌・OA紙・シュレッダー紙・その他の紙 ※機密書類を含む。



一廃協キャラクター：きれいたん



分別・排出方法等についてはお気軽にお問い合わせください

一廃協（一般社団法人大阪市一般廃棄物適正処理協会）ホームページ
資源ごみの分別回収実績のデータを掲載中！ <http://osakaipk.or.jp/>

